|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受付番号 | 計量票回数 | 受付時間 |
|  |  | **：** |

[船橋市西浦資源リサイクル施設]

**（家庭系）**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ［　不燃ごみのみ　・　二度計量　］

 **船橋市廃棄物搬入許可申請書（臨時用）**

　　　　　　　　 　　　　　　　　 令和　　　　年　　　　月　　　　日

　船橋市長　あて

申請者 住　所　船橋市

　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　 電話番号

船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第２２条第１項の規定により、次の

とおり申請します。**なお、この申請書に記載の事項は、事実に相違ありません。**

|  |  |
| --- | --- |
| 排 出 場 所**申請者住所と異なる****場合のみ記入** | 住 所　　船橋市 |
| 名　称 |
| 搬入車両の登録番号 | 船橋・習志野　　　　　（　　　） 　　　その他　　　　　　　　　　　( ) |
| 搬入量 | 【施設記入欄】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ｋｇ |
| 　　　　**ごみの内容** | **粗大ごみ(有料**) | 電気･ガス石油器具 | アンテナ、映像・音響機器(単体のもの。ラジカセ・ビデオデッキ・ＣＤプレーヤー等)、加湿器、ガスコンロ、照明器具、食器乾燥機、扇風機、ストーブ(ファンヒーター、オイルヒーター含む)、調理機器、電気こたつ、電子レンジ、プリンター、ホットカーペット、ミシン、その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 家具･寝具建具 | 衣類箱(カラーボックス、茶箱等)、いす、カーテンレール座布団(クッション大含む)、敷物(カーペット、じゅうたん等)、収納家具(タンス、棚、鏡台、テレビ台等)、ソファー、建具(障子、網戸、ふすま雨戸、サッシ等)、テーブル、ドア、布団、ブラインド、ベッド(スプリングマットは除く)、その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 趣味･ｽﾎﾟｰﾂ、ﾚｼﾞｬｰ | ギター、クーラーボックス、ゴルフクラブ・バッグ、キャンプ用品スキー板(ストックを含む)その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| その他 | ベビーカー、枝木又は丸太、自転車(１輪車、３輪車含む)、スーツケース、水槽、タイヤチェーン、チャイルドシート、漬け物石、トタン板又は波板、パイプ又はポール、ベニヤ板、ベビーバス、ヘルスメーター、モーター、物干し竿、物干し台その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| **不 燃 ご み****(　無　料　)** | 陶器類(茶わん・皿・植木鉢)、ガラス類(割れビン・板ガラス・コップ・花瓶・鏡など)、傘、玩具(金属を含むもの)、体温計、刃物類小型家電製品(ドライヤー・ラジオ・アイロン・電気コード類)、**蛍光管・乾電池(不燃ごみと分別)、**その他（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**〈備　考〉**

搬入拒否。また、それが継続的又は悪質なときは搬入許可を取り消し、その後一定期間は搬入許可申請を受け付けない。（規則第11条第2項）

搬入段階で受入基準に適合していないことが判明した場合

搬入拒否

(任意様式)

**1　受入基準に適合していないことが判明した際には、受付後でも廃棄物の搬入を拒否します。**

**2　申請書に記載された個人情報は、受入基準の確認以外には使用いたしません。**